

●香川県告示第553号

昭和45年香川県告示第1302号（農地法第3条第2項第5号等の面積の指定）及び昭和46年香川県告示第296号（農地法施行令第2条第1項前段の算定方法に代わるべき算定方法）は、平成21年12月14日限り廃止する。

平成21年12月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀